

第1 平成17年度の高齢社会対策

1 高齢社会対策関係予算

高齢社会対策を、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境、調査研究等の推進の各分野にわたり着実に実施する。

一般会計予算における平成17年度の高齢社会対策の関係予算は、12兆7,109億円であり、各分野別では、就業・所得6兆4,355億円、健康・福祉6兆1,894億円、学習・社会参加266億円、生活環境130億円、調査研究等の推進463億円となっている（「高齢社会対策関係予算分野別総括表」参照）。

2 高齢社会対策の推進

平成17年度の主な新規施策を分野別に挙げれば、次のとおりである。

(1) 就業・所得

- ・ 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年法律第103号）の円滑な施行を図るため、賃金・人事処遇制度の見直しや継続雇用制度の導入促進について事業主団体を通じて指導・相談を行う「65歳雇用導入プロジェクト」を実施する。
- ・ 内閣官房長官の下に設置された「社会保障の在り方に関する懇談会」において、社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行う。

(2) 健康・福祉

- ・ 生涯にわたる健康づくりについては、「健康増進法」（平成14年法律第103号）を基盤に国

民の健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目指す「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」及び平成17年から26年までを実施期間とする「健康フロンティア戦略」を中核とした国民の健康づくり・疾病予防を更に推進する。

- ・ 「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）に基づき、地方公共団体及び企業において、平成16年度策定した具体的な取組方策を掲げた行動計画を実施することとされている。

(3) 学習・社会参加

- ・ 学校の校庭や教室等に安全・安心して活動できる子どもの居場所（活動拠点）を設け、地域の大人の協力を得て、小・中学生を対象とした、放課後や週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を実施する。特に週末においては、地域の専門的知識や技能を有する人材を講師などとして活用した「週末チャレンジ教室」を実施し、子どもたちによって、より高度で魅力的な学習活動、体験活動の機会を提供する。

(4) 生活環境

- ・ 「心のバリアフリー」社会を実現し、ハード面のみならずソフト面も含む総合的な交通バリアフリー化を実現するため、ボランティアモデル事業を実施し、人的対応の組織化・活性化を促進する。また、公共交通事業者を対象としたモデル教育プログラム等の作成、バリアフリーに関する地域のリーダーの選定・育成等総合的な人材育成を推進する。

- ・ 災害時における高齢者等災害時要援護者の避難対策について、福祉部局と連携した情報共有や実践的な訓練の実施等、地域の実情に応じたシステムづくりを支援する。

(5) 調査研究等の推進

- ・ 生物を構成するタンパク質などの様々な分子の挙動を生物が生きた状態のまま画像としてとらえることを可能にし、腫瘍診断及び脳機能の解明につながる成果等が期待される分子イメージング研究を開始する。

第2 分野別の高齢社会対策

1 就業・所得

(1) 高齢者の雇用・就業の機会の確保

ア 知識、経験を活用した65歳までの雇用の確保

平成16年6月に「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年法律第103号。以下「改正高年齢者雇用安定法」という。)が成立し、18年4月からは、少子高齢化の急速な進行等を踏まえ、少なくとも年金支給開始年齢までは働き続けることができるようにするため、事業主は、男性の年金の支給開始年齢の引上げに合わせ、平成25年にかけて段階的に65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置(以下「高年齢者雇用確保措置」という。)を講じなければならないこととされた。同法の円滑な施行に向け、周知の徹底を図りつつ、高年齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対する積極的な指導を行うとともに、都道府県高年齢者雇用開発協会との連携を強化し、高年齢者雇用アドバイザーによる効果的な相談・助言を行う。

また、平成17年度から、改正高年齢者雇用安定法の円滑な施行を図るため、賃金・人事処遇制度の見直しや継続雇用制度の導入促進について事業主団体を通じて指導・相談を行う「65歳雇用導入プロジェクト」を実施する。

さらに、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を行った事業主に対しては、継続雇用定着促進助成金の支給を行う。

なお、この改正高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえつつ、高年齢者等の雇用機会の確保の促進等を図るために、高年齢者等職業安定対策基本方針を策定する。

公務部門における高年齢者雇用については、再任用制度の活用を基本とし、退職共済年金の支給開始年齢の引上げスケジュールを踏まえ、その推進を図る。

イ 中高年齢者の再就職の援助・促進

事業主に対し、定年、解雇等により離職することとなっている中高年齢者(以下「高年齢離職予定者」という。)に対し再就職援助措置を講ずる努力義務があること、そのうち事業主都合の解雇等により離職する高年齢離職予定者が希望した場合に、事業主はその職務の経歴、職業能力等の再就職に資する事項や再就職援助措置を記載した書面(以下「求職活動支援書」という。)を作成・交付する義務があることについて、周知・啓発を行うとともに、高年齢離職予定者が希望したにもかかわらず、求職活動支援書を作成しない事業主に対して指導等を行う。

また、必要に応じて、都道府県高年齢者雇用開発協会に設置されている再就職支援コンサルタントを活用し、求職活動支援書の作成支援や再就職援助措置の内容等について相談・援助を実施する。

このほか、世帯主など特に再就職の緊急性が高い中高年齢求職者について、試行雇用を通じて常用雇用への移行を図ることを目的とした中高年齢者試行雇用事業を積極的に推進し、中高年齢者の再就職を促進する。

また、地方公共団体と協同して、高年齢者職業相談室を地方公共団体の庁舎施設内等に設置・運営し、高年齢者を対象として、地方公共団体が行う生活相談との密接な連携を図りつつ、職業相談、職業紹介や、求人者に対する雇用相

談等を行う。

ウ 多様な形態による雇用・就業機会の確保

高齢者の多様な就業ニーズに対応し、高齢者が生きがいを持って地域社会で生活できるようにするため、定年退職後等において、臨時的・短期的又は軽易な就業を希望する者に対し、意欲や能力に応じた就業機会、社会参加の場を総合的に提供するシルバー人材センター事業を拡充する。

特に、乳幼児の世話や保育施設への送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う子育て支援事業について、シルバー人材センターの実施活動拠点を拡充する。

エ 起業の支援

45歳以上の中高年齢者が共同で事業を開始し中高年労働者を雇い入れ、継続的な雇用・就業の場を創設・運営する場合に、当該事業の開始に係る経費の一部を助成することにより、それまでの就業による職業経験をいかして起業しようとする中高年齢者を支援する。

オ 年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた取組

年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構において、中高年齢者の募集・採用から職場定着するための体制づくりに係る好事例の収集・分析等を行い、また、これらを活用した個別企業に対する相談・援助等の支援や幅広い普及啓発を行う。

募集・採用時の年齢制限の緩和については、公共職業安定所で受理した求人のうち年齢不問求人の割合を平成17年度に30%とする目標の達

成に向けて、事業主に対する啓発指導に取り組む。

(2) 勤労者の生涯を通じた能力の発揮

ア 勤労者の職業生活の全期間を通じた能力の開発

「職業能力開発促進法」(昭和44年法律第64号)及び「第7次職業能力開発基本計画」(計画期間：平成13～17年度)に基づき、労働市場的に機能するインフラストラクチャーとして、労働者のキャリア形成支援システム、職業情報等の労働市場に関する情報提供システム、職業能力を適正に評価するシステム、労働者が多様な訓練を受けることができるシステムの整備等を推進する。

また、引き続き公共職業訓練において、中高年齢者向けの訓練を実施していく。

イ ゆとりある職業生活の実現等

仕事と生活の調和の取れた働き方のできる環境を整備するため、「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)」(平成16年12月少子化社会対策会議決定)を踏まえ、年次有給休暇の取得促進と所定外労働の削減に取り組む。

平成17年3月に第162回国会に提出した、労働者の意識やニーズの多様化等にかんがみ、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成4年法律第90号)について、計画的な労働時間の短縮を図る法律から、個々の労働者の健康や生活に配慮した労働時間、休日及び休暇の設定を図る法律へと改めるための時短促進法の一部改正を含む「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案」の成立後においては、円滑な施行を図る。

また、勤労者が仕事を離れてボランティア活

動に参加することにより、仕事、生活、地域のバランスをとれた勤労者生活を図ることを目的として、経営者団体、社会福祉協議会及びNPO・ボランティア支援団体の連携の下、勤労者がボランティア活動へ参加するきっかけづくりを行う、勤労者マルチライフ支援事業を実施する。

ウ 雇用・就業における女性の能力発揮

雇用の分野については、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(昭和47年法律第113号)等に基づき、男女雇用機会均等確保対策を推進する。

また、「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月閣議決定)、「男女共同参画基本計画」(平成12年12月閣議決定)等を踏まえ、女性が対等なパートナーとして、生涯を通じて、男性と共に農業経営及びそれに関連する活動に参画していくことのできる社会の実現に向けた施策を推進する。

エ 職業生活と家庭生活との両立支援対策の推進

(ア) 職業生活と家庭生活との両立のための制度の一層の定着促進

平成17年4月1日より施行される改正後の内容も含めて、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)に基づき、引き続き労働者の仕事と育児・介護との両立を支援する施策を推進する。

(イ) 職業生活と家庭生活との両立支援事業

職業生活と家庭生活との両立支援事業として、育児休業・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備、育児、介護等のた

めに退職した者等に対する再就職支援を行う。

オ 多様な勤務形態の環境整備

(ア) 多様な働き方を選択できる環境の整備

パートタイム労働対策については、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(平成5年法律第76号)及び「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」(平成5年労働省告示第118号)を事業主等へ周知・徹底するとともに、均衡処遇を推進するために短時間労働者の雇用管理の改善に向けた施策を推進する。

(イ) 情報通信を活用した遠隔型勤務形態の開発・普及

テレワーク(情報通信手段を活用して、場所や時間に制約されない柔軟な勤務形態:在宅勤務、サテライトオフィス勤務等)が実現すれば、自宅等での勤務ができることから、高齢者にとって、通勤負担の削減など身体的負担の少ない形態での就労が可能となる。また、退職後に、故郷等に移転する場合においても、専門能力を活用した就労が可能となるテレワークの特性に注目が集まっている。したがって、高齢者の就業機会の拡大及び高齢者の積極的な社会への参画を促進するためには、テレワークの普及が有効な手段となっている。

このような観点から、平成17年4月から産学官一体となった「テレワーク推進フォーラム」を設立し、テレワークに関するノウハウの共有や、テレワーク導入に関する課題の整理・解決を図っていくなどを旨とする。さらに、試行から導入までの手順、情報通信機器の整備や情報セキュリティ環境整備等の情報通信環境整備の手順、労働法制への対応等、企業がテレワークの導入を検討するに当たっての指針となるガイド

ブックを作成する。あわせて、テレワークの実態を調査するとともに、普及啓発活動等を実施する。

さらに、在宅勤務の意義やメリットを浸透させるため、在宅勤務の健康面への影響等について実証実験を行い、その結果について、周知・啓発を行う。

平成17年度においては、複数の省庁によるテレワークの導入や試行が実施される予定である。

(3) 公的年金制度の安定的運営

ア 持続可能で安定的な公的年金制度の確立

平成16年6月に成立した、持続可能で安心できる年金制度とするための見直しを内容とする「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第104号。以下「平成16年年金改正法」という。)の施行を円滑に行なう。

公的年金制度の基本的な考え方や重要性について国民、特に若い世代の理解と合意を得るため、年金週間(11月6～12日)等において、その広報、普及を図るとともに、平成16年度に策定した行動計画に基づき、収納対策の着実な実施を図る。

イ 個人のライフスタイルの選択に中立的な公的年金制度の構築

平成16年年金改正法において、多様な生き方、働き方に対応した制度を構築する観点から、在職老齢年金制度の改善(平成17年4月施行)、次世代育成支援の拡充(17年4月施行)、離婚時の厚生年金の分割(19年4月施行)、第3号被保険者期間の厚生年金の分割(20年4月施行)、遺族年金の見直し(19年4月施行)等の改正を行ったところであり、改正内容を円滑に実施する。

ウ 公的年金制度の一元化の推進

「公的年金制度の一元化の推進について」(平成13年3月16日閣議決定)にのっとりて成立した「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第130号)及び「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第132号)に基づき、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の財政単位の一元化を着実に実施する。

また、内閣官房長官の下に設置された「社会保障の在り方に関する懇談会」において、公的年金制度の一元化を含めた社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方など一体的な見直しの議論を行う。

エ 社会保険庁改革の推進

社会保険庁改革については、「緊急対応プログラム」等に基づき、業務改革を着実に実施するとともに、組織の在り方については、「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」の最終取りまとめを踏まえ、国民の信頼を回復することのできる抜本的な組織改革を着実に実施していくこととしている。

(4) 自助努力による高齢期の所得確保への支援

ア 企業年金制度等の整備

企業年金制度の安定化と充実のための見直しを内容とする平成16年年金改正法の施行を円滑に行うとともに、国民の老後の所得確保の一層の安定と充実が図られるよう、厚生年金基金、確定給付企業年金や確定拠出年金等の普及を図る。

イ 退職金制度の改善

退職金の未払を防止するため社外積立型の退

職金制度を導入する等の改善を促進するとともに、中小企業が退職金制度を導入するのを支援するため、中小企業退職金共済制度の普及促進等の施策を推進する。

ウ 高齢期に備える資産形成等の促進

自助努力による高齢期に備える資産形成を促進するため、勤労者財産形成貯蓄制度の活用により勤労者の計画的な財産形成を促進する。

金融商品の開発及び各種金融サービスの充実に関しては、寝たきりの高齢者等要介護者を抱えた家庭の経済的負担を軽減するため、要介護者が預入する定期郵便貯金の金利の優遇等を行う。

勤労者財産形成貯蓄制度に関しては、財形貯蓄活用給付金・助成金制度により、勤労者の自助努力の支援を行うとともに、制度の普及促進を図る。

また、高齢者の財産管理の支援等に資する認知症高齢者等の権利擁護のための成年後見制度について周知する。

2 健康・福祉

(1) 健康づくりの総合的推進

ア 生涯にわたる健康づくりの推進

生涯にわたる健康づくりについては、「健康増進法」(平成14年法律第103号)が施行されたところであり、この法律を基盤に国民の健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目指す「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」及び平成17年から26年までを実施期間とする「健康フロンティア戦略」を中核とした国民の健康づくり・疾病予防を更に推進する。

「食育」推進の一環として健康づくりに資する食生活の実現を図るため、「食生活指針の推進について」(平成12年3月閣議決定)等に基づ

き、適正な食事の摂取量を分かりやすく示したフードガイド(仮称)等により食生活指針の普及・定着に向けた取組を推進する。

また、医療・介護給付の抑制と国民の生活の質(QOL)に対するニーズの双方にこたえる観点から、健康増進・予防等の事業領域において、効率的で質の高い健康サービス産業を創出するため、「サービス産業創出支援事業」を実施する。

イ 健康づくり施設の整備等

老人保健や母子保健など住民に身近で利用頻度の高いサービスは市町村保健センター等を拠点として市町村が一元的に提供し、専門的・技術的サービスは保健所で提供する。

また、健康を増進するための民間サービスの振興については、引き続き一定の要件を満たした運動施設及び温泉施設を「運動型健康増進施設」、「温泉利用型健康増進施設」及び「温泉利用プログラム型健康増進施設」として認定する。

さらに、健康づくりを総合的に推進するため、海岸浴のための施設と連携した海岸づくりを行うほか、散歩や散策によって健康づくりができるよう歩行者専用道等の整備を図る。

また、健康づくりのための機能を備えた水辺空間の整備など、自然との触れ合いの中で健康づくりができるよう、必要な施設等の整備等を推進する。

そのほか、高齢者の健康づくりの場としての森林の利用を推進するため、健康づくりに資する森林の整備を推進するとともに、里山林等を活用した健康づくりを行う「健康と癒しの森」づくりのための体制整備等を実施する。

ウ 介護予防の推進

平成17年2月に第162回国会に提出した、介

介護保険制度を予防重視型のシステムへ転換すること等を内容とする「介護保険法等の一部を改正する法律案」(以下「介護保険法改正法案」という。)の成立後においては、円滑な施行を図る。

また平成17年度においては、介護予防・地域支え合い事業のメニューの一つとして、「市町村介護予防試行事業」を盛り込んでいる。

(2) 介護保険制度の着実な実施

高齢化が一層進展する我が国において、介護保険制度が将来にわたり国民生活の安心を支え続けられるよう、平成17年2月に第162回国会に提出した、

軽度の方を対象としたサービスを、より介護予防に効果的なものに見直すこと、要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業等を「地域支援事業」として創設すること等を通じ、「予防重視型システムへの転換」を図ること

在宅と施設との利用者負担の不均衡の是正等の観点から、介護保険施設の居住費・食費について、保険給付の対象外とするとともに、低所得者の方の施設利用が困難となることのないよう、利用者負担の上限を設け、所得に応じた補足給付を行うこととすること

認知症や一人暮らしの高齢者を身近な地域で支えるため、「地域密着型サービス」を創設し、「小規模多機能型居宅介護」「夜間対応型訪問介護」等のサービスを位置付けるなど新たなサービス体系を確立すること

「サービス質の向上」を図るため、介護サービス事業者に対する事業所情報の公表の義務付けや、事業者規制やケアマネジメントの見直しを行うこと

平成18年4月に施行(については平成17年

10月、その他一部の事項については公布日又は平成18年10月施行)すること等を内容とする介護保険法改正法案の成立後においては、円滑な施行を図る。

(3) 介護サービスの充実

ア 必要な介護サービスの確保

介護・福祉サービス基盤の整備に当たっては、身近な生活圏域で介護予防から介護サービスの利用に至るまでの必要なサービス基盤を整備していく必要があり、地方公共団体が創意工夫により行うことができるよう、従来施設整備費補助金の仕組みに変え、地域介護・福祉空間整備等交付金制度を創設し、総合的に支援を行う。

イ 介護サービスの質の向上

介護保険制度の運営の要である介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質の向上を図るため、平成16年度に引き続き、実務研修及び現任研修を着実に実施するとともに、地域のケアマネジメント機能の向上を図るため、介護支援専門員に対する指導助言や関係機関との連絡調整等を行うケアマネジメントリーダーの養成及び相談窓口体制の整備などを進め、介護支援専門員の支援体制の強化を図る。

ユニットケアを行う小規模生活単位型特別養護老人ホームの特徴をいかした適切なサービスの提供を確保するため、施設管理者及びユニットリーダーを対象とした研修を引き続き実施するとともに、新たに指導者養成研修を実施する。

また、特別養護老人ホーム等において身体拘束の廃止が実現されるよう、現場の意識改革や、ケアの質の向上などを目指した「身体拘束ゼロ作戦」を引き続き推進していく。

また、利用者のサービス選択に資する情報の公表を進め、適切な選択を通じて介護サービス

の質の向上を図るため、平成17年度においては、16年度に行った「介護サービスの情報開示の標準化に関する調査研究」((社)シルバーサービス振興会で実施)の結果を踏まえ、居宅介護支援等3サービスを対象とするモデル事業を実施するとともに、第三者による調査を受けた介護サービス(事業者)情報をインターネットを通じて広く公表するシステムを構築する。

さらに、平成17年2月に第162回国会に提出した、介護サービス事業者に対する事業所情報の公表の義務付けなど、サービスの質の向上を図るための見直し等を内容とする介護保険法改正法案の成立後においては円滑な施行を図る。

ウ 認知症高齢者支援対策の推進

平成17年2月に第162回国会に提出した、今後急増が見込まれる認知症高齢者が住み慣れた地域の中で生活を続けていくことができるよう、「地域密着型サービス」を新たに創設する等を内容とする介護保険法改正法案の成立後においては円滑な施行を図る。

また、認知症介護の質の向上を目指し、都道府県や指定都市で実施している研修内容の充実を図るとともに、全国3か所の「認知症介護研究・研修センター」において、質の高い介護技術の理論化に向けた学際的な共同研究、都道府県や指定都市において認知症介護に関する指導者を養成し、認知症介護の専門職員等の育成、資質の向上に努めていく。さらに、認知症患者の診療や対応に習熟した医師が、かかりつけ医をサポートするためのネットワークづくりを進めるとともに、認知症高齢者グループホーム開設予定者等の研修事業を充実していく。

(4) 高齢者医療制度の改革

平成14年度に策定した「健康保険法等の一部

を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針(医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針)」「平成15年3月28日閣議決定)に基づき、新たな高齢者医療制度の創設等について、18年の通常国会に医療保険全体の改正法案を提出する方向で、引き続き検討を進める。

(5) 子育て支援施策の総合的推進

子どもが健康に育つ社会、子どもを生き、育てることに喜びを感じることができる社会を目指して、子どもの育ちや子育て家庭を社会全体でしっかりと応援するため、今年度が初年度となる「子ども・子育て応援プラン」に基づき少子化の流れを変えるための施策を引き続き強力に推進する。

平成17年度においては、「次世代育成支援対策推進法」(平成15年法律第120号)に基づき、地方公共団体が策定した行動計画に基づく次世代育成支援対策の取組の着実な推進を図るため、地域の特性や創意工夫をいかし、自主性・裁量を尊重した柔軟な執行が可能となるよう、次世代育成支援対策交付金を創設し、地方公共団体における取組を支援する。

3 学習・社会参加

(1) 生涯学習社会の形成

ア 生涯学習の推進体制と基盤の整備

(ア) 生涯学習の推進体制の整備

「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(平成2年法律第71号)や中央教育審議会の答申等に基づき、生涯学習社会の実現に向けた取組を促進するとともに、新たな地域づくりのための施策の企画の提案や、相談対応、地域づくりの取組の全国への普及などを促進する。

(イ) 生涯学習の基盤の整備

普及・啓発事業として、全国生涯学習フェスティバルを開催する。

また、都道府県及び市町村における社会教育指導体制の充実を図るため、優れた資質と専門的能力を有する社会教育指導者の養成、確保等を図る。

(ウ) 学習成果の適切な評価の促進

知識や技能などの学習成果を地域社会や職場などで積極的にいかしたり、学習の励みとするための学習成果の適切な評価が求められている。

このため、民間団体が行う社会人等が習得した知識・技能の水準を審査・証明する事業のうち、教育上奨励すべきものを認定する技能審査の制度を設けており、その適切な運用を図る。

高等教育レベルの学習成果を適切に評価するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構において、大学等で一定の学習を行った短期大学、専修学校専門課程（専門学校）卒業生等に対して学士の学位授与等を行う。

イ 学校における多様な学習機会の確保

(ア) 初等中等教育機関における多様な学習機会の確保

児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、小・中・高等学校等において、ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動や、高齢者との交流活動等を含む体験活動の充実を図る。

また、新学習指導要領において、ボランティア活動や高齢者との交流を積極的に取り入れるなどの改善を図っており、その円滑な実施に努める（小・中学校は平成14年度、高等学校は15年度から実施）。

さらに、小・中・高等学校等の児童生徒が、

ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動を始めとする多様な体験活動に取り組むことを促進する目的で、各都道府県に「体験活動推進地域・推進校」を指定し、他校のモデルとなる体験活動の展開を図るなどの取組を行う「豊かな体験活動推進事業」を引き続き実施する。

(イ) 高等教育機関における社会人の学習機会の提供

生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人特別選抜の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施、長期履修学生制度の実施などを引き続き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを一層促進する。

また、大学等の学術研究・教育の成果を直接社会に開放し、大学公開講座を実施するなど高度な学習機会を提供する。

放送大学においては、衛星放送を含めテレビ・ラジオの放送を利用して大学教育の機会を提供する。

(ウ) 学校機能・施設の地域への開放

学校施設整備指針に基づき、学校・家庭・地域と連携した学校施設の整備や住民の学習活動への利用にも配慮した施設整備を促すとともに、学校開放を行うための施設整備に対し補助を行う。

また、小・中学校の余裕教室について、引き続き積極的に社会教育施設やスポーツ・文化施設などへの活用を図り、地域住民の学習活動にも資するために、地方公共団体による転用が促進されるよう、取組を進める。

ウ 多様な学習機会の提供

(ア) 社会教育の振興

社会教育施設が中核となり、地域における課題を総合的に把握した上で、事業の企画、実施、評価を一体的に行うモデル事業を実施し、その成果を全国的に普及啓発することによって社会教育の全国的な活性化を図る。

あわせて、社会教育の活性化のためには社会教育関係団体の果たす役割が非常に大きいことから、これら団体が一層活性化するための調査研究の実施や、現代的課題に関する事業のモデルプログラムの開発や事例収集を行い、その成果を全国的に普及する。

また、エル・ネット（教育情報衛星通信ネットワーク）の活用により、多様な学習機会の提供を図ったり、地域における学び・交流の場の拡大に努める。

(イ) 文化活動の推進

地域の文化活動の振興を図るため、地域文化リーダーや地域の顔となる芸術文化団体の育成とシンポジウム等による発信・交流を行うほか、国民文化祭の開催等による文化活動への参加機会の提供、音楽・演劇等の舞台芸術の巡回公演や国立美術館・国立博物館等の所蔵作品の巡回展等による芸術鑑賞機会の充実などを通じて引き続き文化活動の活性化と定着化を図る。

(ウ) スポーツ活動の推進

総合型地域スポーツクラブの全国展開の推進、全国スポーツ・レクリエーション祭の開催等各種施策を通じて多様なスポーツ活動の振興を図る。

エ 勤労者の学習活動の支援

有給教育訓練休暇制度の普及促進などを図る

とともに、教育訓練給付金制度の活用により、勤労者個人のキャリア形成を支援し、勤労者の自己啓発の取組を引き続き支援する。

(2) 社会参加活動の促進

ア 高齢者の社会参加活動の促進

(ア) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

地域においてボランティア活動を始めとする社会参加活動を総合的に実施する老人クラブに対し引き続き助成を行う。また、高齢者の生きがいと健康づくり推進のため、市町村が行う高齢者の社会活動の啓発普及等や、都道府県・指定都市が行う高齢者自身の取組支援事業に対し補助を行うとともに、全国健康福祉祭（ねんりんピック）を平成17年11月に福岡県で開催する。

また、全国高齢者社会参加フォーラムを平成17年10月に鳥取県で開催する。

さらに、既に高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする人たちなどの高齢期を送るための参考となるよう、年齢にとらわれず生き生きとした生活（エイジレス・ライフ）を実践している高齢者、地域社会とのかかわりを持ち続けながら積極的に社会参加活動を行っている高齢者グループ等についての活動事例を広く紹介する。

(イ) 高齢者の海外支援活動の推進

海外技術協力の一環として、豊富な知識、経験、能力を有し、かつ途上国の発展に貢献したいというボランティア精神を有する中高年を海外に派遣するシニア海外ボランティア事業等を独立行政法人国際協力機構を通じ行う。

(ウ) 高齢者の余暇時間等の充実

高齢者が日常生活において適切に情報を得ることができるよう、テレビジョン放送における

字幕放送等の充実を図るため、字幕番組等の制作に対する助成を行う。

イ NPO等の活動基盤の整備

ボランティア活動の基盤の整備について、市区町村社会福祉協議会が行うボランティア活動入門講座の開催、情報誌の発行、登録・あっせん・相談、ボランティア活動拠点づくり支援等、都道府県・指定都市社会福祉協議会が行う社会人福祉活動体験事業、シニアボランティア団体の育成のための養成研修等、全国社会福祉協議会が行う都道府県等の担当者の研修、全国的な広報、啓発等の各社会福祉協議会におけるボランティアセンターの活動等を引き続き支援する。

また、地域の教育力の再生を図るため、地域におけるボランティア活動促進のための多彩なプログラム開発を行う事業を実施し、ボランティア活動の全国的な展開を推進するとともに、国民一人一人が日常的にボランティア活動を行い、相互に支え合う地域社会を実現するため、ボランティア活動推進フォーラムの開催や広報啓発・普及活動を実施する。

さらに、学校の校庭や教室等に安全・安心して活動できる子どもの居場所（活動拠点）を設け、地域の大人の協力を得て、小・中学生を対象とした、放課後や週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を実施するとともに、特に週末においては、地域の専門的知識や技能を有する人材を講師などとして活用した「週末チャレンジ教室」を実施し、子どもたちにとって、より高度で魅力的な学習活動、体験活動の機会を提供する。

市民が行う自由な社会貢献活動を促進するため、平成17年度より、活動を行う団体の運営に必要な人材の育成や先駆的な活動の企画・実施・評価等への総合的な支援を行う。また、特

定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）に関する情報提供の充実を図るため、全国のNPO法人等に係る情報を一元的に入手可能とする「NPO法人情報ポータルサイト」の構築に取り組む。

また、国民のボランティア活動の裾野拡大のため、ボランティア団体がインターネット上でイベント開催やボランティア募集を案内することが可能な「ボランティアウェブ」の運用や、ボランティア情報誌「ヤッテボラン」の作成・配布等の普及啓発活動を引き続き行う。

4 生活環境

(1) 安定したゆとりある住生活の確保

ア 良質な住宅の供給促進

(ア) 居住水準の向上

「第八期住宅建設五箇年計画」(平成13年3月閣議決定。計画期間：13～17年度)に従い、居住水準の向上を図る。

(イ) 持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進

良質な持家の取得・改善を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄、住宅金融公庫の証券化支援事業及び融資並びに勤労者財産形成持家融資を行うとともに、住宅ローン減税などの税制措置を講ずる。

(ウ) 良質な民間賃貸住宅の供給促進のための支援制度の活用等

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成13年法律第26号。以下「高齢者居住法」という。)に基づく高齢者向け優良賃貸住宅制度により、民間の土地所有者等が供給する、高齢者の身体機能の低下に配慮した設備・仕様を備えた賃貸住宅に対して整備費の助成、家賃減額補助

等を行い、平成17年度には2万3,000戸を供給する。

また、高齢者等の住宅資産を賃貸住宅として活用・支援するための預かり家賃の保証制度の活用を図る。

(エ) 公共賃貸住宅の適切な供給

平成17年度内において、公営住宅については4万7,000戸、都市機構住宅については、建替事業等において約5,700戸を供給する。

老朽化した公共賃貸住宅については、計画的な建て替え・改善を推進する。

(オ) 住宅市場の環境整備

「住宅市場整備行動計画（アクションプログラム）」に基づき、中古住宅市場、住宅リフォーム市場等の環境整備を図る。

イ 多様な居住形態への対応

(ア) 持家における同居等のニーズへの対応

住宅金融公庫において、高齢者同居世帯等に対する住宅建設購入資金の割増貸付けを行うとともに、住まいひろがり特別融資（親族居住型）親子リレー返済（承継償還制度）を実施する。さらに、証券化支援事業の対象に新たに親族居住型住宅を追加する。

(イ) 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

高齢者居住法に基づく高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度の普及を図るとともに、登録を受けた賃貸住宅に入居する高齢者世帯に対する家賃債務保証制度及び登録を受けた賃貸住宅の共用部分のバリアフリー化に対して助成を行う制度により、高齢者の居住の安定確保を図る。

(ウ) 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

公営住宅については、老人世帯向公営住宅の供給を行うとともに、50歳以上の者の単身入居を認める。

都市機構住宅においては、高齢者同居世帯等に対する入居又は住宅変更における優遇措置を行う。

ウ 自立や介護に配慮した住宅の整備

(ア) 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」（平成13年国土交通省告示第1301号）の普及など住宅のバリアフリー化施策を積極的に展開する。

また、高齢者居住法に基づき、高齢者向けのバリアフリー化された優良な賃貸住宅の供給の促進を図るとともに、持家のバリアフリー化を行う住宅改良について高齢者向け返済特例制度による住宅金融公庫融資等を実施する。

住宅金融公庫の証券化支援事業において、バリアフリー性能の高い住宅の建設・購入に対して金利の優遇を行う。さらに、住宅金融公庫の融資においては、高齢者に対応した構造・仕様等をあらかじめ備えた住宅に対して割増貸付けを行うとともに、バリアフリー化工事等を施した住宅の建設・購入及びバリアフリー化工事等を行う住宅改良に対して貸付条件の優遇を行う。

(イ) 公共賃貸住宅

公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を推進するため、新たに供給するすべての公営住宅、改良住宅及び都市機構住宅について、段差の解消等一定の高齢化に対応した仕様により建設する。

この際、公営住宅、改良住宅の整備においては、中層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について助成を行う。都市機構住宅においても、中層住宅の供給においてはエレベーター設置を標準とする。

(ウ) 住宅と福祉の施策の連携強化

市町村の総合的な高齢者住宅施策の下、シルバーハウジング・プロジェクト事業を実施する。

また、多様化する住まいにおける高齢者の生活面・健康面での不安に対しより柔軟に対応できるよう、地域の関係者が連携しつつ、高齢者の安心を確保するために行う体制づくりに対する支援を行う。

さらに、公営住宅等においてLSA（ライフサポートアドバイザー：生活援助員）等のサービス提供の拠点となる高齢者生活相談所の整備を促進するほか、大規模な公共賃貸住宅の建て替えに際して社会福祉施設等の併設を原則化し、生活拠点の形成を図る。

(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等誰もが社会の活動に参加・参画できるよう、「バリアフリー化推進要綱」（平成16年6月バリアフリーに関する関係閣僚会議決定）を具体的な指針として、政府一体となって社会のバリアフリー化の推進に取り組む。

ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進するため、人にやさしいまちづくり事業を実施するほか、健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業

を実施する。

イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備

(ア) 交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年法律第68号）に基づき、地方公共団体による基本構想の作成や公共交通事業者等によるバリアフリー化の取組を促進する。また、交通バリアフリー法の施行後5年目を迎えることから、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

(イ) ガイドライン等の策定

利用者にとってより望ましい形で公共交通機関や歩行空間のバリアフリー化が進むよう、「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」を始めとする各種ガイドラインの普及を図る。

(ウ) 公共交通機関のバリアフリー化に対する支援

高齢者の移動の円滑化を図るため、駅・空港等の公共交通ターミナルのエレベーターの設置等の高齢者の利用に配慮した施設の整備、ノンステップバス等の車両の導入などにより公共交通機関のバリアフリー化を推進する。

鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおけるエレベーター等バリアフリー施設の整備については、補助や日本政策投資銀行等による低利融資による支援を行うとともに、鉄道駅におけるエレベーター等の設置について、税制上の特例措置を講じる。

また、ノンステップバス、低床型路面電車等の車両の導入に対しては、補助及び日本政策投

資銀行等による融資を行うほか、ノンステップバス、リフト付バス・タクシー、スロープ付タクシー、低床型路面電車の導入について、税制上の特例措置を講じる。

(エ) 歩行空間の形成

交通事故が多発している住居系地区や商業系地区において、面的かつ総合的な事故対策の実施により歩行者等の安全通行を確保するあんしん歩行エリアを中心に、幅の広い歩道の整備、歩道の段差・勾配等の改善、上下移動の負担を軽減するためのスロープや立体横断施設へのエレベーターの設置、歩行者用案内標識の設置、歩行者等を優先する道路構造の整備、自転車道等の設置による歩行者と自転車交通の分離、生活道路における通過交通の進入、速度の抑制及び幹線道路における交通流の円滑化を図るための信号機、道路標識、道路構造等の重点的整備、バリアフリー対応型信号機の整備、歩車分離式信号の運用、携帯端末を用いて安全な通行に必要な情報提供、信号機の青時間の延長等を行う歩行者等支援情報通信システム(PICS)の整備、信号灯器のLED(発光ダイオード)化を推進し、高齢歩行者等の安全を確保する。

また、路側帯の拡幅による歩行者通行環境の整備と車道の中央線抹消による車両の走行速度の抑制対策を実施する。

さらに、通過交通の排除を徹底して、車よりも歩行者等の安全・快適な利用を優先し、沿道と協働した道路緑化、無電柱化等による質の高い生活環境を創出する「くらしのみちゾーン」を形成する。このため、平成17年3月までに登録した49地区に加え、更に意欲の高い地区を募集し、合意形成支援等ソフト面を含めた支援を実施する。

積雪や凍結に対し、鉄道駅周辺や中心市街地等特に安全で快適な歩行空間の確保が必要などころにおいて、歩道除雪の充実、消雪施設等の整備を図る。

そのほか、最先端の情報通信技術(IT)を活用して、高齢者等の歩行安全を確保するため、携帯端末を用いた情報提供、移動支援に関する研究開発等を推進する。

(オ) 道路交通環境の整備

高齢者が安心して自動車を運転し外出できるよう、ゆとりある道路構造の確保や視環境の向上、疲労運転の防止等を図るため、生活道路における交通規制の見直し、付加車線(ゆずりあい車線)の整備、道路照明の増設、道路標識の高輝度化・大型化、道路標示の高輝度化、信号灯器のLED化、「道の駅」等の簡易パーキングエリアの整備等、道路交通環境の整備を推進する。

(カ) 交通バリアフリーのためのソフト面の取組

「心のバリアフリー」社会を実現し、ハード面のみならずソフト面も含む総合的な交通バリアフリー化を実現するため、交通ボランティアの組織化・活性化を促進するバリアフリーボランティアモデル事業を実施するとともに、交通バリアフリー教室の対象を拡大する等、総合的な人材育成等を推進する。

ウ 建築物・公共施設等の改善

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年法律第44号。以下「ハートビル法」という。)に基づき、建築物のバリアフリー化を引き続き推進するとともに、認定建築物については、所

得税・法人税の割増償却制度や、日本政策投資銀行等による政策融資等により支援を行い、優良なバリアフリー建築物の建築の一層の促進を図る。

一定の基準を満たす建築物に対する中小企業金融公庫、国民生活金融公庫の融資対象の拡充により、バリアフリー建築物のより一層の促進を図る。

また、ハートビル法の改正を踏まえ、ユニバーサルデザイン等の観点から配慮が望ましい事項の紹介（乳幼児連れの人への対応、災害時の避難安全確保の在り方、便所におけるオストメイト（人工肛門保持者等）対応の在り方、ホテル客室内のきめ細やかな対応の在り方等）や優れたバリアフリー対応建築物の具体事例の紹介を加えた建築設計標準の普及に努める。

さらに、人にやさしいまちづくり事業により、ハートビル法認定建築物におけるスロープ、エレベーター等の整備に対し補助を行うことにより、高齢者・障害者が円滑に利用できる建築物の建築を促進する。

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、高齢者等すべての人が円滑かつ快適に施設を利用できるよう、窓口業務を行う事務室の出入口の自動ドア化、多機能トイレの設置等による高度なバリアフリー化を目指した整備を推進する。また、既存施設について、自動ドア、エレベーター（延べ面積1,000㎡以上の施設を対象）等の改修を積極的に実施する。

エ 福祉施策との連携

大規模な公共賃貸住宅の建て替えに際して社会福祉施設等を原則として併設するとともに、高齢者等が利用する社会福祉施設を中心市街地等の利用しやすい場所に適正に配置するため、市街地再開発事業等において社会福祉施設等を

一体的に整備する場合、補助の上乗せを行う。

農山漁村においては、ほ場整備による福祉施設の用地の創出、農園等との一体的整備を行う。

(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護 ア 交通安全の確保

「第7次交通安全基本計画」(平成13年3月中央交通安全対策会議決定。計画期間：13～17年度)、「本格的な高齢社会への移行に向けた総合的な高齢者交通安全対策について」(平成15年3月交通対策本部決定)及び「社会資本整備重点計画」(平成15年10月閣議決定。計画期間：15～19年度)に基づき、高齢歩行者、高齢自転車利用者等の交通安全対策、高齢運転者の交通安全対策、市民参加型の交通安全活動の推進及び高齢者保護の強化を重点として、ユニバーサルデザインに対応した道路交通環境等の整備、車両安全対策による歩行者保護等、交通事故実態の調査分析等に基づいた参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発の徹底、高齢運転者に対する講習等の充実、他の世代の運転者に対する働きかけ等の対策を推進するとともに、高齢者交通安全指導員（シルバーリーダー）の資質向上と活性化を含め、地域社会、家庭、学校等における交通安全対策を推進する。

また、「第8次交通安全基本計画」(計画期間：平成18年度～)については、平成17年度末までに中央交通安全対策会議において決定をする。

イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

高齢者を犯罪や事故から保護するため、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、困りごとや要望、意見等を把握するとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行うほか、認知症等によってははいかす高齢者を発見、保護する体制づくりを

地方公共団体と協力して推進する。

また、市町村が、認知症高齢者がはいかいした場合に早期に発見できる仕組みを活用して、介護に携わる家族に対する支援サービスを実施する場合等について、引き続き補助を行っていく。

また、「振り込め詐欺」(いわゆる「オレオレ詐欺」等)については、平成16年12月に改正された「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」(平成14年法律第32号)を活用するなどして、取締りを強化するとともに、被害実態に応じたきめ細やかな広報や金融機関等との連携に努める。

さらに、高齢者を対象とする悪質商法等の取締りを推進するとともに、悪質商法等からの被害防止に関する広報・啓発、防犯教室の開催及び悪質商法等に関する相談活動を行う。

これらの活動を強化する地区として、全国で高齢化が進んでいる90地区を「平成17年度長寿社会対策パイロット地区」に指定する。

また、高齢者を虐待等の人権侵害から保護するため、人権尊重思想の普及・啓発及び人権相談体制の充実を図るほか、家庭や施設における高齢者に対する虐待、家族や訪問販売業者等による高齢者の財産権の侵害等、高齢者を被害者とする人権侵害について、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その予防及び被害の救済に努める。

高齢者虐待問題に対応するため、在宅介護支援センターにおいて、高齢者虐待の早期発見やケースマネジメントを行う「高齢者虐待防止ネットワーク」事業を実施するとともに、平成17年2月に第162回国会に提出した、高齢者虐待への対応を含む総合的な相談窓口機能を担う「地域包括支援センター」の創設等を内容とする介護保険法改正法案の成立後においては、円滑

な施行を図る。

ウ 防災施策の推進

病院、老人ホーム等の施設を守る土砂災害対策の重点的な実施、高齢化率の特に高い地域等が激甚な水害、土砂災害を受けた場合の再度災害防止等を引き続き図る。また、高齢者等災害時要援護者を津波、高潮等の海岸災害から守るため、安全情報伝達施設の整備や既存施設のバリアフリー化を推進する。

「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律」(平成16年法律第65号)の施行(18年6月1日)に向けて、積極的に住宅用火災警報器等の広報・普及促進に努めるとともに、「住宅防火基本方針」(平成13年4月消防庁策定)に基づき、訪問防火指導など高齢者が過半を占める住宅火災による死者の低減を図る。

「老人福祉法」(昭和38年法律第133号)で定める老人福祉施設等以外の新たな高齢者居住施設(グループホーム等)に対する防火安全対策の在り方についての検討結果及びグループホームを中心とした高齢者施設に対応する自動消火設備の消火性能等に関する実験結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。また、防災基盤整備事業の一つとして災害弱者消防緊急通報システムの普及に努めるとともに、より多様で高機能なシステムの開発を推進する。

災害時における高齢者等災害時要援護者の避難対策について、福祉部局と連携した情報共有や実践的な訓練の実施等、地域の実情に応じたシステムづくりを支援する。

(4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成

ア 快適な都市環境の形成

誰もが身近に自然とふれあえる快適な環境の

形成を図るため、歩いて行ける範囲の公園の整備など、都市公園等の計画的な整備を行う。

また、良好な水辺空間の整備を行うことにより、河川、海岸等は、高齢者にとって憩いと交流の場として重要な役割を果たす。

イ 活力ある農山漁村の形成

(ア) 高齢者の能力発揮のための条件整備

「食料・農業・農村基本法」(平成11年法律第106号)に基づき、新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月閣議決定)を踏まえ、意欲のある高齢農業者が、その知識と技能をいかしつつ、生きがいを持って活動できるよう、高齢農業者による新規就農者や担い手への支援、都市との交流、農地や農業用水などの地域資源の保管理、高齢者活動支援施設等の整備を促進する。

また、高齢者の持つ経験や能力をいかし、森林の利用に関する社会参画を促進するため、森林環境教育活動について、指導者情報の提供などの条件整備を行う。

(イ) 新たな担い手の定着及び育成確保の推進

地域の次代を担う若年層の定着化を図るため、地域の基幹産業の振興、多様な就業機会の確保に取り組む。

また、新たな担い手の育成確保を図るため、啓発活動、就業相談、研修等を実施するとともに、農業・林業・水産業に新たに就業する際の準備資金や研修資金の貸付けを行う。

(ウ) 生活環境の整備の推進

農山漁村の健全な発展と活性化を図るため、農山漁村地域の農林水産業生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備を推進し、都市にも開かれた美しくゆとりある農山漁村空間の創出を

図る。

また、農山漁村における農業施設のバリアフリー化等の整備を行う。

そのほか、漁村の生活環境、交流、情報通信等の社会基盤を地域特性に応じて整備する。

5 調査研究等の推進

(1) 各種の調査研究等の推進

ア 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等

認知症、悪性新生物(がん)等の高齢期にかりやすい疾患については、長寿科学総合研究事業等において研究を推進し、特に、悪性新生物(がん)及び心筋梗塞、要介護状態の大きな原因となる脳卒中、認知症及び骨折について、ゲノム科学やタンパク質科学などを用いた治療技術・新薬の研究や自己修復能力を用いた再生医療の実現のための研究、老化の原因となる遺伝子要因や環境要因など老化抑制機構の解明に関する基礎的研究など先端科学技術を重点的に振興するほか、これらの基礎研究の成果を臨床に応用していくための研究、これらにより効果的な保健医療技術を確立するための研究等を推進する。また、老化分野、老年病分野のほかに社会科学分野、支援機器等の調査研究を進める。

特にがんについては、がんのり患率と死亡率の激減を目指した「第3次対がん10か年総合戦略」の2か年目として、更なるがんの本態解明を進めるとともに、革新的な予防、診断、治療法の開発等を推進する。

生活習慣病や慢性疾患については、画期的・独創的な新薬の開発に向けて、創薬等ヒューマンサイエンス総合研究事業等の各研究事業を行う。また、生活習慣病の克服に資する関連遺伝子の探索や機能解明研究を拡充する。

アルツハイマー病などの神経変性疾患につい

ては、関連遺伝子の探索や機能解明研究、失われた脳機能の回復を目指した研究を推進する。

また、平成17年度から、疾病負担が大きく、かつ研究の推進による疾病負担の軽減効果が大きいと考えられる糖尿病や老化等の疾病・障害については、生活習慣病対策や介護予防対策を考慮し、5年後の成果目標を設定した研究計画に基づき保健、医療、福祉、産業から広く参画を求める戦略研究を実施する。この新たな枠組みにより、より大型で戦略的かつ効果的な実践的研究を振興するとともに、複雑な生命機能の解明、画期的な創薬の実現につながる成果等が期待されるゲノムネットワーク研究や、「第3次対がん10か年総合戦略」に基づくがんに係る基礎研究の成果を着実に新たな治療法につなげる橋渡し研究（トランスレーショナルリサーチ）を推進するとともに、個人個人にあった予防・治療を可能とする医療（テーラーメイド医療）や幹細胞を用いた再生医療の実現に向けた研究開発、タンパク質の構造・機能の解析等を引き続き推進する。

また、平成17年度より、生物を構成するタンパク質などの様々な分子の挙動を生きた状態のまま画像としてとらえることを可能にし、腫瘍診断及び脳機能の解明につながる成果等が期待される分子イメージング研究を新たに推進する。

さらに、高齢社会に対応し健康増進に寄与する食品の開発を促進するため、バイオマーカー（酵素や細胞等を使用した簡易な指標）や遺伝子情報等を活用した低コストで効率的な食品機能性の評価技術及び新規健康志向食品の製造技術の開発支援を行う。

イ 福祉用具等の研究開発

福祉用具及び医療機器については、医療や福祉に対するニーズの高い研究開発を効率的に実

施するためのプロジェクトの推進、短期間で開発可能な医療福祉機器の民間による開発の支援等を行う。

ウ ユニバーサルデザインの生活用品等の研究開発

高齢化社会が進展する中で、ユニバーサルデザインに象徴されるような、使用者である人間の特性を踏まえた安全で使いやすい製品等の開発・設計等を促進するため、人体寸法を始めとする人間特性に関する基盤を整備（データベースの構築等）する。

また、安全安心で質の高い生活を送ることのできる社会形成に向け、高齢者を含め生活者の視点に立った生活用品等が円滑に提供される環境を整備するための調査研究を行う。

このほか、高齢者の体型に適合した製品等の開発を促進するため、人体の三次元形状計測データから自動的に寸法を算出するシステムを開発し、寸法計測の高速・簡易・低コスト化を推進する。

エ 情報通信の活用等に関する研究開発

高齢者等が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、高齢者等向けの通信・放送サービスに関する技術の研究開発を行う者に対する助成及び身体障害者向けの通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対する助成を行う。

また、最先端の情報通信技術等を用いて、運転者に対し、周辺の交通状況等をカーナビゲーション装置を通じ視覚・聴覚情報により提供することで危険要因に対する注意を促す安全運転支援システム（DSSS）等、高齢者等の安全快適な移動に資するITS（高度道路交通システム）の研究開発を推進する。

(2) 調査研究等の基盤の整備

ア 研究推進体制等の整備

長寿科学研究を推進し、高齢者に特有な疾病（認知症、骨粗しょう症等）に関する高度先駆的医療の実施・研究体制を充実するため、平成16年3月に、我が国で6番目の国立高度専門医療センター（ナショナルセンター）として「国立長寿医療センター」を設立したところであり、その着実な運営を進める。

がん対策については、研究開発された新薬、診断・治療法等の臨床応用を迅速かつ適切に行うため平成17年度に、国立がんセンター東病院に「臨床開発センター（仮称）」を設置する。

また、全国3か所に設置された「認知症介護研究・研修センター」における認知症介護技術に関する研究、介護技術の指導に当たる指導者に対する研修を推進する。

さらに、高齢者に特有の疾病や生活習慣病の克服に関する研究の推進に不可欠な生物遺伝資

源の戦略的な収集、開発、保存、提供を行う独立行政法人医薬基盤研究所を平成17年4月に設立するなど、研究支援体制の充実を図る。

大学等においては、老化等の長寿関連の研究を行うほか、科学研究費補助金により大学等の研究者に対し研究費を助成し、学術研究を推進する。

独立行政法人製品評価技術基盤機構において、高齢者の加齢による身体機能の低下状況などに関する計測評価手法の開発を行う。また、福祉用具評価手法の開発を行うとともに、高齢者・福祉関連の標準基盤の整備を実施する。

イ 人材の養成等

創造性豊かな優れた若手研究者の養成・確保に向けて、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員制度、海外特別研究員制度、外国人特別研究員制度等を推進する。